

熊地甲第635号  
平成7年3月28日

熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令の運用について通達)

**【概 要】**

熊本県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成7年3月28日本部訓令甲第10号）の制定に基づき、熊本県警察用航空機の運用等に関する解釈及び留意事項等を定めたものである。